

精神保健福祉士（認知症患者相談業務）（会計年度任用職員）募集のお知らせ

職 種	精神保健福祉士（認知症患者相談業務）
業 務 内 容	患者・家族・関係機関から認知症についての相談を受け、院内多職種と共に、患者・家族支援を行ないます。
資 格	精神保健福祉士の資格を有し、精神保健福祉士としての実務経験が1年以上あること。
募 集 人 数	1名
勤 務 時 間	週5日（週38時間45分） 月～金曜日 8：30～17：15（休憩60分）
任 用 期 間	任用開始日から令和8年3月31日まで 勤務状況により次年度以降、再度の任用有。
試 用 期 間	原則として1か月
所定外労働の有 無	所定外労働は原則ありません。ただし、業務のため臨時または緊急に必要がある場合においては、所定外労働があります。
待 遇	月額 283,620 円 ※月額は地域手当を含みます。 交通費：上限 55,000 円/月（実費） 有給休暇：初年度 10 日（1 年間の任用の場合） 健康保険、介護保険（40 歳以上の方に限る）、厚生年金、雇用保険、労災保険あり ※時間外勤務手当、期末手当・勤勉手当など条例・規程に定める支給条件に応じて支給されることがあります。 ※川崎市役所での勤務経験により金額が加算されることがあります。 ※人事評価等の結果が良好で、再度の任用をすることになった場合、昇給する場合があります。
申 込 方 法	庶務課 採用担当まで電話もしくはメールにてお問合せください。 なお、メールにてお問合せの際は、次の項目を記載し、送付してください。 【氏名・性別・連絡先・住所・希望する職種】 川崎市立川崎病院 電話：044-233-5521（代表） メールアドレス：(83kawent@city.kawasaki.jp) お問合せの後、履歴書(写真貼付)をお送りください。 書類を確認後、状況に応じて面接を実施します。
応 募 要 件	地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者